

診療報酬調査専門組織 入院・外来医療等の調査・評価分科会の開催について

1. 目的

平成 30 年 5 月 23 日に施行された診療報酬調査専門組織運営要綱においては、「診療報酬調査専門組織は、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、次の各号に掲げる事項等について、専門的な調査及び検討を行う」とされ、うち「DPC 導入の評価及び影響の検証等を含む入院医療等の評価」について、入院医療等の調査・評価分科会において所掌し、運用されてきたところである。

今般、令和 4 年 3 月 23 日の中央社会保険医療協議会総会において、本分科会の所掌事務に外来医療も含めること等が了承されたことを踏まえ、DPC/PDPS を含む入院医療及び外来医療等の診療報酬上の評価に係る専門的な調査及び検討を行う、入院・外来医療等の調査・評価分科会を開催する。

2. 検討事項

- (1) DPC/PDPS の導入の評価及び影響の検証を含む入院医療並びに外来医療の診療報酬に関する技術的な検討
- (2) DPC (診断群分類)、医療機関別係数等に関する調査研究・結果分析等を踏まえた技術的な検討
- (3) データ提出加算及び外来データ提出加算等の提出データ、医療ニーズやアウトカム等の指標等に関する調査研究・結果分析等を踏まえた技術的な検討
- (4) その他、入院・外来医療の診療報酬に関する技術的な検討に際して必要な事項等

3. 委員構成

別添 1 の委員名簿のとおり。

4. 運営

- (1) 別添 2 の診療報酬調査専門組織運営要綱のとおり。
- (2) なお、技術的な検討に必要な調査研究に関わる事項の作業については、分科会を構成する委員のうち、分科会長が指名する委員がその作業を行う。

(別添1)

診療報酬調査専門組織 入院・外来医療等の調査・評価分科会

委員名簿

氏名	所属
あきやま ともや 秋山 智弥	名古屋大学医学部附属病院 卒後臨床研修・キャリア形成支援センター 教授
いかわ せいいちろう 井川 誠一郎	日本慢性期医療協会 常任理事
いけだ しゅんや 池田 俊也	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授
いのくち ゆうじ 猪口 雄二	日本医師会 副会長
いはら ひろのぶ 井原 裕宣	社会保険診療報酬支払基金 医科専門役
◎ おがた ひろや 尾形 裕也	九州大学 名誉教授
すがはら たくま 菅原 琢磨	法政大学経済学部 教授
たけい じゅんこ 武井 純子	社会医療法人財団慈泉会 相澤東病院 看護部長
たみや ななこ 田宮 菜奈子	筑波大学 医学医療系 教授
つる えいち 津留 英智	全日本病院協会 常任理事
なかの めぐみ 中野 恵	健康保険組合連合会 参与
はやしだ けんし 林田 賢史	産業医科大学病院 医療情報部 部長
まきの けんいち 牧野 憲一	旭川赤十字病院 院長
まの なりやす 眞野 成康	東北大学病院 教授・薬剤部長
○ やまもと しゅういち 山本 修一	独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長

◎ : 分科会長

○ : 分科会長代理

診療報酬調査専門組織運営要綱

(所掌事務)

第1条 診療報酬調査専門組織は、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、次の各号に掲げる事項等について、専門的な調査及び検討を行う。

- 1 DPC導入の評価及び影響の検証等を含む入院医療並びに外来医療等の評価
- 2 医療機関のコスト
- 3 医療技術の評価
- 4 医療機関等の消費税負担
- 5 その他の技術的課題

(組織)

第2条 診療報酬調査専門組織は、常時、診療報酬調査専門組織に参加し診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し意見を述べる委員（以下「本委員」という。）100名以内及び本委員に対し、必要に応じ個々の技術的課題について参考となる意見を述べる委員（以下「専門委員」という。）90名以内により構成する。

2 本委員及び専門委員にはそれぞれ保険医療専門審査員をもって充てる。

(分科会の設置等)

第3条 診療報酬調査専門組織には、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、専門的な調査又は検討を行うため、第1条に定める事項について分科会を設置する。

- 2 分科会長は、その分科会を構成する本委員の中から互選により選出する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を総理し、分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、その分科会を構成する委員のうち分科会長が指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第4条 分科会は、本委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第6条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

(専門委員の会議への参加)

第5条 専門委員は診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、分科会長又は本委員が必要と認めた場合に限り、会議に参加し、意見を述べることができる。

(欠席委員の意見提出)

第6条 本委員又は専門委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について予め意見書を提出することができる。

(開催)

第7条 分科会は、必要に応じて開催するものとする。

(審議の公開)

第8条 分科会の審議は公開とする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、審議を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 診療報酬調査専門組織の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事運営に必要な事項は分科会長が各分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の追加及び委員の増員の一部施行)

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

附 則 (組織の改編)

この要綱は平成23年10月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の追加)

この要綱は平成24年6月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の追加及び委員の増員の一部施行)

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の変更)

この要綱は平成30年5月23日から施行する。

附 則 (所掌事務の変更)

この要綱は令和4年3月23日から施行する。